

# 第4期介護保険事業(支援)計画について

## <基本的な考え方>

- 第4期計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階としての位置付け。  
(第3期:平成18年度～20年度 **第4期:平成21年度～23年度** 第5期:平成24年度～26年度)
- このため、第3期計画の策定に際して基本指針において示した「参酌標準」の考え方は、基本的に第4期計画の策定に当たっても変更しない。
- ただし、療養病床から老健施設等への転換分等の取扱いを規定し、介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方について見直しを行うための改正を行う。

※「参酌標準」とは、各自治体が介護保険事業(支援)計画を策定する際に、各種サービス見込量等を定めるに当たり参酌すべきものとして厚生労働大臣が定めるもの

## <変更しない参酌標準(例)>

### ○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

※介護専用の居住系サービス:認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設

平成26年度  
要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・居住系サービス利用者の割合は、37%以下

### ○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成26年度  
入所施設利用者全体に対する要介護4、5の割合は、70%以上

### ○介護保険3施設の個室・ユニット化の推進

平成26年度  
・3施設の個室・ユニット化割合 50%以上  
・特養の個室・ユニット化割合 70%以上

## <改正事項>

第4期計画の策定に際して、今回改正する主な内容は以下のとおり。

### ○ 療養病床から老健施設等への転換分等の取扱いを規定

#### 医療療養病床からの転換分

- 医療療養病床から老健施設等への転換分については、一般の老健施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数は設定しないものとする。
- この結果、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は生じないことになる。

#### 介護療養型医療施設等からの転換分

- 介護療養型医療施設から老健施設等への転換分については、当該転換分を含めて、施設種別ごと、年度ごとの必要定員総数を定めるが、同じ介護保険財源の中での種別変更であるため、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等を行わないものとする。

### ○ 介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方に係る規定について見直し

- 介護予防事業等を実施しない場合の要介護者等の数の見込みを基に、全国一律の割合で介護予防事業等の効果を見込むのではなく、各保険者が、当該地域における介護予防事業等の実施状況及び今後見込まれる介護予防事業等の効果を勘案して、要介護者等の数の見込みを定めることとする。

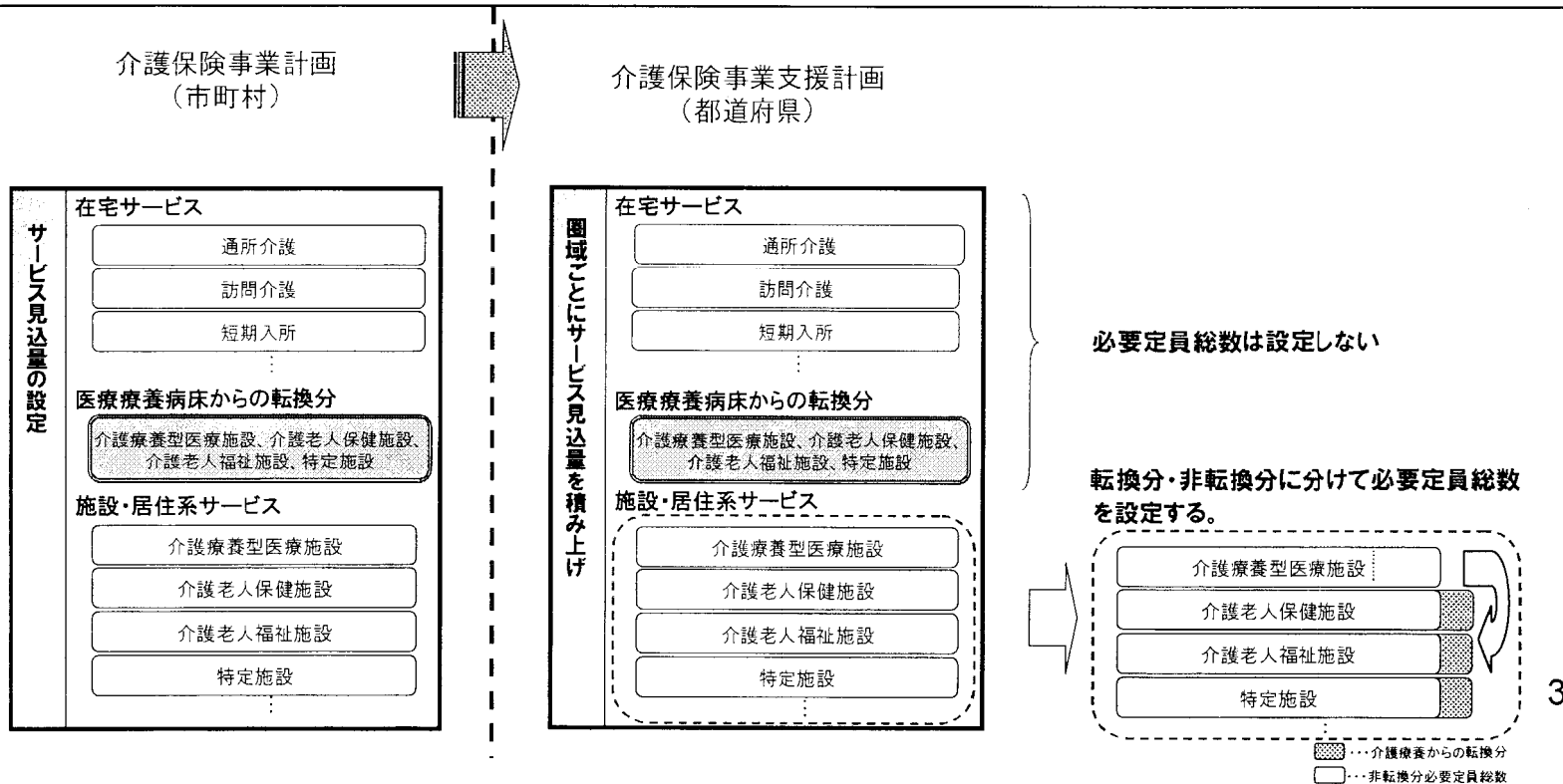
# 第4期における療養病床から老健施設等への転換分の取扱い

## 医療療養病床からの転換分

- 第4期計画の策定に当たり、医療療養病床から老健施設等への転換分については、一般の老健施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数は設定しないものとする。
- この結果、定員超過を理由とする指定拒否等は生じないことになる。

## 介護療養型医療施設等からの転換分

- 介護療養型医療施設から老健施設等への転換分については、当該転換分を含めて、施設種別ごと、年度ごとの必要定員総数を定める。
- その際に、転換分以外の老健施設等の必要定員総数を、別途「非転換分必要定員総数」として第4期計画上明記し、非転換分（一般病床・精神病床（認知症疾患療養病棟を除く）からの転換分を含む。）の指定拒否等については、この数値を基準として判断する。
- 一方で、介護療養型医療施設からの転換分については、同じ介護保険財源の中での種別変更であるため、必要定員総数を理由とする指定拒否等は行わないものとする。



## 介護予防事業等の実施効果に関する参酌標準について

基本指針別表第三「介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数の見込みを定める際に参酌すべき標準」

現行

介護予防事業及び予防給付を実施しない場合の要介護者数等の数の見込みを基に、

- ① 各年度において、要介護状態等に該当しない状態から要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行する者の合計数を、前年度の介護予防事業の対象者数の概ね**20%**減らし（介護予防事業の実施効果）、かつ、
- ② 各年度において、要支援1若しくは要支援2又は要介護1から要介護2以上へ移行する者の合計数を、前年度の要支援1から要介護2並びに要介護1の者の合計数の概ね**10%**減らす（予防給付の実施効果）  
ことを標準として定めること。

介護予防事業等の効果の分析を踏まえた見直し(案)

各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施状況並びに今後見込まれるこれらの効果を勘案して、要介護者等の数の見込みを定めること。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
(案)  
(骨子)

**第一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業  
の実施に関する基本的事項**

- 一 基本的理念
- 二 介護給付等対象サービスの在り方に関する中期目標
- 三 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携に関すること
- 四 地域包括支援センターに関すること
- 五 介護サービス情報の公表に関すること
- 六 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に係る人材の確保及び資質の向上に関すること
- 七 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

**第二 介護保険事業計画の作成に関する事項**

- 一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
  - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
  - 2 平成26年度目標値の設定
  - 3 介護保険事業計画の作成のための体制の整備
    - (一) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
    - (二) 介護保険事業計画作成委員会等の開催
    - (三) 被保険者の意見の反映
    - (四) 市町村と都道府県との間の連携
  - 4 要介護者等の実態の把握
  - 5 日常生活圏域及び老人福祉圏域の設定
    - (一) 日常生活圏域
    - (二) 老人福祉圏域
  - 6 他の計画との関係
    - (一) 老人福祉計画との一体性

- (二) 市町村の基本構想との調和
- (三) 地域福祉計画との調和
- (四) 医療計画との調和
- (五) 都道府県医療費適正化計画との調和

## 二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

### 1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策

#### (一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

##### イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

##### (イ) 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービスの量の見込み

##### (ロ) 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み

##### ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

#### (二) 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

#### (三) 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

##### イ 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

##### ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み

#### (四) 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

### 2 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等

#### (一) 地域支援事業に要する費用の額

#### (二) 地域支援事業の量の見込み

##### イ 介護予防事業対象者数の見込み

##### ロ 介護予防事業対象者の把握

(三) 地域支援事業の見込量の確保のための方策

(四) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営

(五) 保健福祉事業に関する事項

(六) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

3 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

4 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

5 市町村特別給付に関する事項

6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

### 三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(一) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(二) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み

(三) 老人福祉圏域を単位とする広域的調整

(四) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

(二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項

(三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項

3 介護サービス情報の公表に関する事項

4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

5 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

6 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

7 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

#### 四 その他

1 介護保険事業計画の作成の時期

2 介護保険事業計画の期間

3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

4 介護保険事業計画の公表

### **第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項**

一 介護保険事業の趣旨の普及啓発

二 この指針の見直し